



 6章■実施事業計画 

基本目標Ⅰ 男女が互いの人権を尊重するための意識の改革

1 男女共同参画の視点に立った社会制度、慣行の見直しと意識の醸成

(1) 男女共同参画の視点に立った社会制度、慣行の見直し

① 推進体制の整備

事業名	具体的施策・事業内容	担当課
下妻市男女共同参画推進条例等の適切な運用	男女があらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現のため、男女共同参画推進条例に基づき、施策の展開を図るとともに、条例等の適切な運用を図ります。	市民協働課

② 意識啓発事業の推進

事業名	具体的施策・事業内容	担当課
男女共同参画推進事業への参加促進	男女共同参画社会推進に関する国・県等の専門研究機関における研修や講演会への市民参加を促し、男女共同参画意識の醸成を図ります。	市民協働課
男女共同参画推進事業講演会の開催	男女共同参画社会の実現に向け、市民の意識の高揚と啓発を図るため、毎年1回講演会を開催します。	市民協働課

(2) 意識啓発のための情報提供・法制度等の理解促進

① 情報提供と法制度等の理解促進

事業名	具体的施策・事業内容	担当課
男女共同参画に関する情報の提供	市民への男女共同参画についての意識の高揚と啓発を図るため、男女共同参画に関する情報の広報紙への掲載、及び各種パンフレット・ポスターの掲示を行います。	市民協働課
男女雇用機会均等法にかかる諸施策の普及	国及び関係機関から、男女雇用機会均等法にかかる制度・施策における広報依頼があった際は、お知らせ版へ掲載します。	産業振興課
情報通信技術 (IT) 講習会の実施	ワードやエクセル等、またメールやインターネットなどを学習する講習会等を実施し、情報が遮断されがちな高齢者や家庭の主婦等の社会参加を支援します。	公民館
分かりやすい広報紙等の作成	広報紙やお知らせ版等の作成にあたり、市民の生活に必要な情報の見やすい掲載方法を検討します。また、市民より寄せられた意見に対する市からの回答を掲載するよう努めます。	全庁
ワーク・ライフ・バランスに関する情報の提供	ワーク・ライフ・バランスに関する情報を広報等により提供し、啓発・普及に努めます。	市民協働課

2 男女共同参画を推進するための教育の充実

(1) 男女共同参画を推進する教育・学習

① 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進

事業名	具体的施策・事業内容	担当課
人権教育研修会の開催	高齢者学級の一環として、1回2～3時間程度、ビデオ鑑賞・講話等により、人権に関する研修会を開催します。	公民館
人権教育講演会の開催	人権尊重の資質向上を目的として、教育委員、公民館運営審議会委員、公立幼稚園及び小中学校の教職員、福祉団体、市職員を対象に、人権教育講演会を開催します。	教育委員会



男性の料理教室の開催	男性の自立を目指し、男性を対象とした料理教室を開催します。	公民館
総合型地域スポーツクラブの創設及び育成	性別や年齢、障害の有無などに関係なく、住民が自由にスポーツを楽しむことのできる総合型地域スポーツクラブの新規の創設を目指すとともに、既設クラブが住民の主体的な運営により、多くの人々が生涯を通してスポーツに親しめる環境づくりを推進します。さらに、クラブの活動を通し、子どもの体力向上や高齢者の健康づくりを推進するとともに、地域住民の交流促進や青少年の健全育成に努め、活力ある地域社会づくりに寄与することも目指します。	生涯学習課
学校施設開放事業の実施	市内小中学校の体育館及び校庭を学校教育に支障のない範囲で開放し、社会体育活動の場を提供し、生涯スポーツの普及促進を図ります。	生涯学習課

②男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

事業名	具体的施策・事業内容	担当課
人権教室の開催	毎年、人権週間(12月4日～12月10日)に合わせ、小学生に「いじめのない楽しい学校生活を送るためにはどうすればよいか」について一緒に考えることにより、友達を差別して悲しませてはいけないという人権思想の基本的な考え方を理解してもらうことを目的として、市内小学校で人権教室を開催します。	福祉課
小学校理科教育推進事業	県の小学校理科教育推進事業に積極的に取り組み、児童の科学への興味関心を高めることをとおして、理工系分野への進学や進出を促進します。 <ul style="list-style-type: none"> ・小学校の理科の授業における教科担任制の実施と授業公開 ・小学校サイエンスサポーターの配置（市独自） ・おもしろ理科教室の開催 ・理科教育に関する教職員向け研修会への参加 ・大学教員等による科学自由研究の指導への児童・保護者の参加 	指導課
生徒指導トータルサポートセンター運営事業	生徒指導トータルサポートセンターに教育相談員を配置し、児童生徒、保護者、教職員に対する相談支援体制の充実を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・適応指導教室の運営を通して、通室児童生徒を支援します。 ・学校訪問、家庭訪問等を通して、児童生徒や保護者に教育相談を行います。 ・学校、家庭、関係諸機関と連携を図りながら、学校不適応傾向の見られる児童生徒の支援を行います。 ・電話による教育相談を行います。 ・東日本大震災で避難してきた児童生徒や保護者の支援を行います。 ・発達障害をもった児童生徒と保護者の支援を行います。 	指導課

3 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

(1) 男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けた取組強化

①男女間の暴力根絶に向けた環境づくり

事業名	具体的施策・事業内容	担当課
ドメスティック・バイオレンス防止に関する啓発活動の実施	ドメスティック・バイオレンス防止に向けた広報・啓発活動を行います。	市民協働課
性に対する正しい知識の普及	市内各小中学校で身体の発育や性機能の発達について説明し、命の大切さや他人を思いやる心、性と生殖に関する知識や理解を深めることを目的に行います。	保健センター

6章 ■ 実施事業計画

②被害者の保護・自立支援

母子等保護の実施	やむを得ない事由により住居等での居住等が困難で、緊急性が高い母子等を一時的に保護するとともに、当該やむを得ない事由の解消等を図ることについて、必要な相談や援助を行うことにより、母子の福祉の向上を図ります。	子育て支援課
行政相談の実施	総務大臣から委嘱された行政相談委員として、下妻市では2名が活躍し、国の行政全般についての苦情や意見・要望等を受け付け、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあっせんを行い、その解決や実現の促進を図るとともに、国民の声を行政の制度および運営の改善に生かす事業を行います。	市長公室
人権相談（困りごと）事業の実施	法務大臣から委嘱された人権擁護委員8名（任期3年）が、特設相談日（人権擁護委員の日：6月、及び人権週間期間中：12月）と定期相談日に、相談を受け付けます。	福祉課
心配ごと相談事業の実施	心配ごと相談員8名、弁護士2名が、広く住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言・援助を行い、その福祉の向上を図ることを目的とし、相談事業を実施します。 第2、第4火曜日が法律相談（要予約）、第3火曜日が一般相談（先着順）	社会福祉協議会
児童虐待防止事業の実施	児童虐待防止推進月間（11月）に各児童福祉施設及び学校等に虐待防止のチラシを配布し、児童虐待における相談・通報場所の周知徹底を図るとともに、児童虐待防止キャンペーンを行い児童虐待防止の啓発普及を図ります。	子育て支援課
子ども対象の防犯教育の実施	市内各小中学校で、安全教育の一環として、学校行事や特別活動の時間に「不審者対応防犯教室・避難訓練」を実施します。	指導課

③セクシャル・ハラスメント防止対策

事業名	具体的施策・事業内容	担当課
セクシャル・ハラスメント防止に関する啓発活動の実施	セクシャル・ハラスメント防止に向けた広報・啓発活動を行います。	市民協働課



基本目標Ⅱ 男女があらゆる分野に参画できる体制の整備

1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

(1) 行政分野、雇用分野における女性の参画の拡大

①政策・方針決定の場への女性の参画促進

事業名	具体的施策・事業内容	担当課
審議会等への女性の参加促進	各種審議会・委員会への女性の参加促進を図り、市政や方針決定過程へ男女共同参画の視点の導入を促進します。	全庁
男女共同参画推進事業への参加促進（再掲）	男女共同参画社会推進に関する国・県等の専門研究機関における研修や講演会への市民参加を促し、男女共同参画意識の醸成を図ります。	市民協働課
農山漁村男女共同参画事業推進の支援	家族経営協定の締結に向けた支援や、農畜産物の加工・販売を行うグループの育成・支援をし、農業分野における男女共同参画推進体制を整備します。	農政課

②女性の人材育成等

事業名	具体的施策・事業内容	担当課
女性団体との連携促進	市内の女性団体との連携を図り、男女共同参画社会の実現を目指します。	市民協働課
下妻市まちづくり女性スタッフ制度の充実及び活動の促進	女性の感性と視点を市政に取り入れるとともに、女性の積極的な行政参画を図ることを目的に、市政への提言や、市政についての調査研究、勉強会、市内施設見学会等を開催します。	市民協働課

③女性職員の職域拡大

事業名	具体的施策・事業内容	担当課
期日前投票立会人及び投票立会人への女性登用	期日前投票立会人及び投票立会人に、女性及び若者の登用の推進を図ります。	総務課
市職員の職域の拡大	管理職への女性の登用を行うなど、職域の拡大に努めます。	総務課

2 男性、子どもにとっての男女共同参画

(1) 男性、子どもにとっての男女共同参画

①男性、子どもにとっての男女共同参画

事業名	具体的施策・事業内容	担当課
男性の料理教室の開催（再掲）	男性の自立を目指し、男性を対象とした料理教室を開催します。	公民館
小学校理科教育推進事業（再掲）	<p>県の小学校理科教育推進事業に積極的に取り組み、児童の科学への興味関心を高めることをとおして、理工系分野への進学や進出を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校の理科の授業における教科担任制の実施と授業公開 ・小学校サイエンスサポーターの配置（市独自） ・おもしろ理科教室の開催 ・理科教育に関する教職員向け研修会への参加 ・大学教員等による科学自由研究の指導への児童・保護者の参加 	指導課

6章 ■ 実施事業計画

3 地域社会における男女共同参画の推進

(1) 地域おこし、まちづくりの分野での女性の参画の推進

① 地域活動における男女共同参画

事業名	具体的施策・事業内容	担当課
農山漁村男女共同参画事業推進の支援（再掲）	家族経営協定の締結に向けた支援や、農畜産物の加工・販売を行うグループの育成・支援をし、農業分野における男女共同参画推進体制を整備します。	農政課
農業後継者育成支援事業の実施	農業経営についての研修、講習会を実施し、地域農業の担い手となる後継者を育成します。	農政課
市政モニター制度の実施	市政について、市民と行政の相互理解を図り、市民参加をより円滑に推進することを目的とする広聴制度を実施します。	市長公室
ボランティアの育成	障害者や高齢者の理解を深め、優しさや思いやりの心、また、助け合いの精神を養うことを目的に、ボランティア活動や地域の市民活動のきっかけづくりとなるよう入門編・体験編・活動編に分け、しもつまふくし塾として誰もが参加できる講習会を開催します。	社会福祉協議会
ボランティアサークルへの活動支援の充実	ボランティアサークルへの活動助成金の交付や、各サークルへの活動場所（福祉施設）との連絡調整や研修会などの情報提供により、各種ボランティア活動を支援します。	社会福祉協議会
ボランティア育成のための学習会の開催	ボランティア活動や福祉に関心を高め、これから活動をしたい人材を発掘、育成をすることを目的に、一般対象のボランティア入門講座を開催します。また、福祉教育への意識を高めるため、学校の教職員を対象にした「先生のための福祉体験講座」を開催します。	社会福祉協議会

② 防災・防犯・交通安全分野での男女共同参画

事業名	具体的施策・事業内容	担当課
男女共同参画の視点に立った防災計画の策定	災害時の避難生活に備えて、地域防災計画改定の際、男女共同参画の視点を盛り込みます。	消防交通課
防犯活動（防犯ボランティア活動）の推進	市民が、安全で安心な地域づくりに寄与することを目的として、自己の健康増進のために行うウォーキングやジョギングとあわせてパトロールを行います。	消防交通課
消防団への女性の加入推進	女性に、下妻市消防団に加入していただき、本部付け団員として、住民に対する防火教育などの広報等を実施し、女性の持つソフトな面を活かします。	消防交通課
交通安全教育の実施	各市内10分会（小学校区）で組織される、「交通安全母の会下妻支部」、「交通安全協会下妻支部」による事業を実施します。 事業内容 ①保育園、幼稚園、小・中学校における交通安全教育への協力推進 ②交通安全よいこの表彰、およびポスターコンクール等の表彰 ③地域、職域における交通安全座談会、映画会、講演会並びに講習会の開催等 ④立哨指導（交通安全協会下妻支部）	消防交通課
子どもを守る110番の家事業の実施	誘拐やわいせつ行為等の事件、事故から子どもを守るため、警察や小・中学校・PTA等と連携しながら、通学路に面した、一般家庭や商店、コンビニエンスストア等を緊急避難場所として、子どもを守る110番の家事業を展開します。	指導課



③環境分野での男女共同参画

事業名	具体的施策・事業内容	担当課
ごみ減量推進員制度の充実	地域住民に対し、日常生活から排出されるごみの正しい知識の普及と、地域におけるごみ減量化について啓発を行うごみ減量推進員制度の充実を図ります。	生活環境課
環境保全等推進事業の充実	環境の保全に関する基本方針の策定、環境対策その他環境の保全に関し必要な調査及び審議をするため、下妻市環境審議会を置き、環境保全等推進事業の充実を図ります。	生活環境課
地球温暖化対策地域協議会の充実	市民及び児童生徒を対象とした温暖化対策の普及啓発活動の実施並びに温暖化対策に係る施策を会員から提言しています。	生活環境課

基本目標Ⅲ 男女の多様なライフスタイルを可能にする環境の整備

1 男女の仕事と生活の調和

(1) 仕事と生活の調和の実現に向けた意識啓発

① ワーク・ライフ・バランスの推進

事業名	具体的施策・事業内容	担当課
市職員の時間外勤務縮減	職場の業務量を把握し適切な人員配置を行うとともに、週1回のノー残業デーの徹底を図るなど、時間外勤務の縮減を行います。	総務課
ワーク・ライフ・バランスに関する情報の提供（再掲）	ワーク・ライフ・バランスに関する情報を広報等により啓発し、普及に努めます。	市民協働課

(2) 仕事と子育ての両立支援の推進

① 総合的な子育て支援の充実

事業名	具体的施策・事業内容	担当課
1歳児相談時読み聞かせの実施	幼児期から絵本に親しむことにより豊かな心を育むとともに、親子のコミュニケーションを図ることを目的とし、図書館職員と母子推進員が保護者に絵本を介した語りかけの大切さ、読み聞かせの方法等について話をします。実際に絵本の読み聞かせをした後、絵本の紹介等の個別相談も受けます。	図書館
図書館子育て支援事業の実施	幼児期からの読み聞かせ等により、知性だけではなく徳育も同時に育むことの大切さを伝えるとともに、事業を通して、保護者同士が情報交換などをして交流する機会を提供します。	図書館
子どもの遊び場設置・運営費補助事業の実施	・設置費補助事業：子どもを育成する地域団体が設置する遊び場に対して、その経費の一部を補助します。 ・運営費補助事業：地域団体が設置した子どもの遊び場の運営費の一部を補助します。	子育て支援課
ファミリーサポートセンター事業の実施	安心して仕事と育児ができるように、子育ての援助を受けたい人、援助したい人が助け合う地域のネットワークをつくり、在宅でお子さんを一時的に預かります。 利用会員 市内に在住・在勤し、生後3ヶ月～12歳までの乳幼児・児童を抱える保護者	社会福祉協議会
子育て支援事業「うえるきつず」の実施	子育て支援の環境づくりに資することを目的とし、託児などの援助を受けたい者と援助を行いたい者を組織して、会員間の相互援助活動を支援し、臨時的、補助的、突発的な希望に対しセンターでサービスを行います。 利用会員 市内に在住・在勤するおおむね6ヶ月から12歳の乳幼児・児童を抱える保護者。	社会福祉協議会
おもちゃの広場（子育てサロン）の実施	子育て中の親子が集い、それぞれの地域性にあった内容で同じ悩みや情報交換ができる場所として、各地区で開設します。	社会福祉協議会



②保育サービスの充実

事業名	具体的施策・事業内容	担当課
幼稚園預かり保育推進事業の実施	下妻市立幼稚園園児のうち保護者が希望する園児について、幼稚園の教育時間終了後又は夏休み等の長期休業中において預かり保育を行います。	学校教育課
保育の実施	児童福祉法に基づき、保護者の労働・病気等の理由により、家庭で児童（0歳～小学校就学前）の保育をできない場合、保育を実施し（社会福祉法人の認可保育所への委託含む）、児童の健全育成を図るとともに、安心して出産や就労ができる環境を整えます。	子育て支援課
延長保育事業の実施	保護者の就労形態の多様化に対応するため、開所時間11時間を超えて延長保育をしている認可保育所に対し、補助を行います。	子育て支援課
一時預かり事業の実施	保護者の疾病、災害、事故、冠婚葬祭その他これらに類する事由及び保護者の私的事由により緊急に保育を必要とする児童に対して、市内認可保育園において保育サービスを提供します。	子育て支援課
子育て支援短期利用事業の実施	児童を養育している家庭の保護者が疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合又は、経済的な理由により緊急一時的に保護が必要となった母子を市内児童養護施設に保護します。 ・短期入所生活援助（ショートステイ）事業（土日祝受け入れ可）	子育て支援課
児童福祉施設（保育所）子育て支援体制緊急整備事業	民間認可保育所における乳児等の保育に対し、これに直接従事する非常勤の保育士の雇用費用の補助を行い、民間認可保育所の乳児等の保育制度の充実を図ります。	子育て支援課
民間保育所運営費補助事業の実施	市内民間認可保育所を運営するものに対し、運営費の一部を予算の範囲内で補助し、児童福祉の向上を図ります。	子育て支援課
児童館整備・活動事業の実施	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し情操を豊かなものにするために児童館に対し、整備及び活動費の一部を補助します。	子育て支援課
放課後児童健全育成事業の実施	小学校低学年（小学校1年生から3年生）の児童で放課後、保護者のいない児童を対象に学校の余裕教室等で指導員を配置して適切な遊びや生活の場を提供します。	子育て支援課

③子育て家庭への経済的支援

事業名	具体的施策・事業内容	担当課
子ども手当の支給	中学校修了前の子どもを養育している者に対して手当を支給し、家庭生活の安定と子どもの健全育成を目的に手当を支給します。	子育て支援課
チャイルドシートリサイクル事業の実施	下妻地区交通対策連絡協議会（下妻市・八千代町）では、6歳未満児の子どもにも着用が義務付けされているチャイルドシートの再利用促進と着用率向上のため、使用しなくなったチャイルドシートを再利用し、希望者に提供します。	消防交通課
私立幼稚園就園奨励費補助事業の実施	市が事業主体となって、私立幼稚園に在籍する満3歳から5歳の保護者を対象に、所得状況に応じた保護者の経済的負担の軽減と公私立幼稚園間の保護者負担の格差是正を目的に、幼稚園の入園料及び保育料を軽減します。	学校教育課
私立幼稚園保護者負担軽減事業の実施	私立幼稚園に就園する5歳児をもつ保護者に対し、負担の軽減と幼児教育の振興に資することを目的とし、1,000円/月を補助します。	学校教育課

6章 ■ 実施事業計画

④ 子育ての相談体制の充実

事業名	具体的施策・事業内容	担当課
子育て電話相談事業の実施	家庭児童相談室及び市内認可保育園において、子育てに関する電話相談を行います。(随時・無料)	子育て支援課
民生・児童委員による子どもに関する相談活動の実施	民生・児童委員が子どもに関することを含めて各種の相談に対応することにより、地域に根ざした相談・支援体制の充実を図ります。(随時・無料)	子育て支援課
家庭児童相談室事業の実施	家庭児童の健全育成を図るため、家庭児童相談室を設け2人の相談員を配し、相談・指導業務を行います。	子育て支援課
子育てアドバイザー派遣事業の充実	個々の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図るために、子育てOB(経験者)や保健師、助産師、保育士等で「子育てアドバイザー研修を修了した者」を特別な子育て支援が必要な家庭に派遣し、育児、家事等の援助や育児に関する具体的な技術指導などの養育支援を行います。	保健センター
子どもの発達支援連絡会の形成	関係機関のネットワークを強化し、障害のある子、発育・発達、養育環境に問題がある子やその家族に対して適切な療育、育児支援が継続してなされるよう支援します。 メンバー：小児科医、常総保健所、筑西児童相談所、養護学校、ろう学校、小学校、保育園、幼稚園、教育委員会、福祉課、子育て支援課、社会福祉協議会、保健センター 他	保健センター

2 雇用の場における均等な機会と待遇の確保

(1) 地元企業における就労環境の整備支援と多様な働き方の支援

① 地元企業における就労環境の整備支援

事業名	具体的施策・事業内容	担当課
下妻市働く婦人の家の管理・運営	男女雇用機会均等法に基づき、働く女性の福祉の増進を図るため職業生活等に必要な援助を与え、その地域におけるこれら女性の福祉に関する事業を総合的に行うことを目的として設置している働く婦人の家において、主に、働く女性のための文化講座の開催や女性のクラブ活動に場の提供を行います。	産業振興課
下妻市勤労青少年ホームの管理・運営	勤労青少年の健全な育成と福祉の増進を図るために設置している、勤労青少年ホームにおいて、主に、青年文化講座の開催や勤労青少年のクラブ活動に場の提供を行います。	産業振興課

② 多様な働き方の支援

事業名	具体的施策・事業内容	担当課
チャレンジ支援の広報等による啓発	関係機関の発行するチャレンジ支援のための研修会や講習会の情報を広報等により提供します。	市民協働課



基本目標Ⅳ 誰もが健やかに安心して暮らせる健康づくりと福祉の充実

1 生涯を通じた男女の健康支援

(1) 生涯を通じた男女の健康保持・増進、性差に応じた健康支援

①生涯を通じた男女の健康保持・増進

事業名	具体的施策・事業内容	担当課
住民基本健診の実施	生活習慣病予防・改善のための特定健康診査を市民に実施します。特定健康診査の結果、メタボリックシンドローム予備軍及び該当者となられた方には特定保健指導を実施します。また、胸部レントゲン・喀痰・前立腺がん・肝炎ウイルス検査は、該当年齢で希望される方に同時実施します。	保健センター
夜間応急診療所の開設	夜間に於ける市民の応急医療を行うため、土日祝祭日（元日を除く）に市保健センターにおいて診療します。	保健センター
休日在宅当番医事業の実施	休日に於ける市民の応急医療を行うため、日祝祭日（元日を除く）に市内医療機関が当番で診療します。	保健センター
保健医療サービス等情報提供の充実	市のホームページや広報紙への掲載、ポスターの掲示及びパンフレット、リーフレット、チラシの配布等により、保健医療サービスや保健センター事業等の情報提供を行います。	保健センター
骨粗しょう症検診の実施	25・30・35・40・45・50・55・60・65・70歳の女性を対象に骨粗しょう症の早期発見・早期治療を目的に検診を実施します。また、骨粗しょう症の成り立ちや予防のための知識を普及し、随時健康相談を行います。	保健センター

②男女の健康づくり支援

事業名	具体的施策・事業内容	担当課
食生活改善推進員の育成	食生活の重要性を認識し、生活習慣病のための正しい栄養・食生活の普及及び地域の健康づくり・食育の普及に積極的に参加し、地域の食生活改善運動を推進します。	保健センター
運動教室(昼の部・夜の部)の実施	各自が運動の重要性や具体的な運動方法を知り、自分に合った運動を継続し、健康維持・増進、体力の向上が図れるよう支援することを目的に実施します。 対象者：おおむね65歳以下	保健センター ・生涯学習課
健康相談事業の実施	特定健診や各種がん検診の場、電話や保健センター窓口で随時健康相談に応じます。	保健センター

(2) 妊娠出産に関する健康支援

①母性保護の環境整備

事業名	具体的施策・事業内容	担当課
妊婦・乳児健康診査の実施	妊婦及び乳児の保健管理の向上を図ることを目的に、妊婦一般健康診査及び乳児一般健康診査を医療機関に委託して行います。	保健センター
子宮がん・乳がん検診の実施	子宮がん（20歳以上女性対象）及び乳がん（30歳以上の女性対象）の早期発見・早期治療を目的に検診を実施します。	保健センター

6章 ■ 実施事業計画

マタニティクラス開催	妊婦およびその家族を対象に、安心して妊娠期を送り児の養育ができるよう、妊娠、出産および育児等の指導、助言をするとともに本事業をとおして母親同士の仲間づくりの支援を目的として開催します。	保健センター
保護者対象の学習講座・相談事業（子育て講座）の実施	妊娠期の過ごし方や母乳栄養について、また子どもの健康、育児、しつけ、親としての心がまえ、乳幼児期に多い病気やその対応等についての学習講座を開催し、知識の普及を図ります。	保健センター

②母子の健康増進の環境整備

事業名	具体的施策・事業内容	担当課
マタニティクラス開催（再掲）	妊婦およびその家族を対象に、安心して妊娠期を送り児の養育ができるよう、妊娠、出産および育児等の指導、助言をするとともに本事業をとおして母親同士の仲間づくりの支援を目的として開催します。	保健センター
保護者対象の学習講座・相談事業（子育て講座）の実施（再掲）	妊娠期の過ごし方や母乳栄養について、また子どもの健康、育児、しつけ、親としての心がまえ、乳幼児期に多い病気やその対応等についての学習講座を開催し、知識の普及を図ります。	保健センター
乳幼児健診・相談・訪問事業の実施	乳幼児の発育・発達のチェックを行い病気の早期発見、また食習慣やむし歯予防などの生活習慣の確立を図るとともに、育児支援の場として保護者の育児不安や悩みの相談等を行います。	保健センター
妊婦・乳児健康診査の実施	妊婦及び乳児の保健管理の向上を図ることを目的に、妊婦一般健康診査及び乳児一般健康診査を医療機関に委託して行います。	保健センター
各種団体からの依頼の健康教育・相談事業の実施	幼稚園、保育園、各種団体、関係機関等からの依頼で健康やしつけ・栄養等について出向いて講話・相談等を実施し、知識の普及を図ります。	保健センター
就学時の健康教育事業の実施	市内の各小学校の就学時健康診査を受ける児童の保護者に対し、むし歯予防および歯の健康づくり、栄養・生活リズムに対する意識向上を図るとともに、正しい知識の普及を目的として実施します。	保健センター
乳幼児の健康についての講演会の開催	乳幼児の健康や疾病や子どもの健康管理等について小児科医等の講演を行い、知識の普及を図ります。	保健センター
小児の応急処置の健康教室の実施	下妻消防署員や日本赤十字社の指導員等により、事故防止や子どもの応急処置について健康教室を開き、安全な子育て環境を確保します。	保健センター
母子保健推進員の活動の実施	母子保健の向上を図るため、赤ちゃん訪問や乳幼児健診時の協力、遊びの交流会等の開催を通し、地域の母子の身近な相談役としてサポートするとともに、予防接種や乳幼児健診などの母子保健事業の周知や啓発活動を行います。	保健センター

③乳幼児の健康支援

事業名	具体的施策・事業内容	担当課
ママサロンの開催	生後1歳未満の子とその母親が集まり、お互いに育児の相談をしたり、情報交換などを行うことにより、育児不安の解消を図るとともに、子育て中の母親の仲間づくりの支援をします。	保健センター
パパのための沐浴講座	これから父親になる方をメインとし、妊婦とその家族を対象に、赤ちゃんのお風呂の入れ方やオムツの替え方等の実習を行い、父親の積極的な育児参加を支援します。	保健センター



びよびよ教室の開催	乳幼児に対しての接し方や遊び方を学ぶとともに、健康、栄養、育児について相談を行い、子育ての悩みや不安の解消に努めます。また、母親同士の仲間づくりの場とします。 対象者：生後6か月～2歳0か月の乳幼児	保健センター
のびのび遊びの広場の開催	保育士の協力と指導を基に、遊びを通して集団性・社会性などを養うことを目的として、開催します。また、健康、栄養、育児について相談を行い、育児不安の解消に努めると共に、母親同士の仲間づくりの場とします。 対象者：2歳1か月児～就園前の幼児	保健センター
パクパク離乳食教室の開催	離乳開始前の母親及び家族を対象に、離乳食のスムーズな進め方と手法を学ぶことを目的に開催します。育児不安の解消にも効果があります。(対象者)第1子の家族。但し、おしらせ版や予定表にも載せているため、希望する方は第2子以降の方も受講可能です。	保健センター
こんにちは赤ちゃん事業の実施	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげます。	保健センター
母親クラブの活動支援	子どもの健全育成のために、母親たち(専業主婦等で自宅にて育児をしている)が自主的に交流及び地域活動することを支援します。	保健センター
子育てサークルの育成支援	育児にかかわる不安や悩みについて相談ができるよう子ども同士、親同士の交流の場を設け、仲間づくりを目的として実施します。	保健センター

2 誰もが安心して暮らせる環境の整備

(1) 高齢者・障害者が安心して暮らせる環境の整備

① 高齢者が安心して暮らせる環境の整備

事業名	具体的施策・事業内容	担当課
介護予防等教室の開催(一次予防・元気高齢者)	高齢者の健康づくり、生きがいづくりや介護予防等を目的に各種健康運動教室を開催します。	介護保険課
介護予防等教室の開催(二次予防・元気高齢者)	虚弱高齢者が自立した生活を送れるよう介護予防として運動機能向上や栄養改善、口腔機能向上、閉じこもり防止を目的として教室を開催します。	介護保険課
介護教室の開催	高齢社会に向けて、介護の基本的な知識や技術を習得する教室等を開催します。	介護保険課
ひとり暮らし老人等緊急通報システム事業の実施	おおむね65歳以上のひとり暮らしの方、または65歳未満で心身障害者手帳1・2級に該当する方でひとり暮らしの方を対象に、常時身につけるペンダント(発信機)を渡します。緊急時にボタンを押すと、電話回線を通じて消防署に連絡が行くようになっています。	介護保険課
高齢者学級の推進	毎年、市内全部の公民館教室で、概ね60歳以上の方を対象に高齢者学級を実施します。	介護保険課
在宅福祉サービスセンター事業(あおぞらサービス)の実施	介護保険や障害者自立支援法あるいは子育て支援の谷間を補う事業として、有償による住民の相互援助活動利用、提供の連絡調整を行います。	社会福祉協議会
地域包括支援センターの設置	地域ケアの総合的マネジメント機関として、地域における高齢者の様々な問題等に対して、相談、支援、援助等を行います。	介護保険課

6章 ■ 実施事業計画

愛の定期便事業の実施	在宅の 65 歳以上のひとりぐらし高齢者を訪問して、乳製品等を配布しながら、安否確認を行います。	介護保険課
ねたきり老人等介護用品購入助成券の支給	要介護認定を受けており、在宅で3ヶ月以上常時ねたきり、又は認知症の状態にあり、おむつ等の介護用品の使用が必要な要介護者を介護している介護者に、介護者の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図ることを目的に、介護用品の購入費用の一部を助成します。 月 4,000 円	介護保険課
ねたきり老人等介護慰労金支給事業の実施	要介護認定を受けており、在宅で3ヶ月以上常時ねたきり、又は認知症の状態にある要介護者を介護している介護者で、下妻市の住民基本台帳に記載されている方を対象に、介護者の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図ることを目的に、介護慰労金（年額3万円）を支給します。	介護保険課
しもつま温泉無料入浴券の配布	㈱ふれあい下妻からの提供によるしもつま温泉無料入浴券（2枚）を、80歳以上の高齢者がいる世帯に対し、民生委員を通して配布します。	介護保険課
高齢者福祉タクシー利用助成事業の実施	高齢者の外出促進と閉じこもりを防止するため、タクシー利用に係る費用の一部を助成します。 対象者・在宅の75歳以上のひとりぐらし及び高齢者世帯と80歳以上の高齢者で希望する者 対象外・障害者タクシー利用助成事業の利用者・現に自動車を所有し、運転できる者・自動車税及び軽自動車税の減免を受けている者	介護保険課
運動教室（昼の部・夜の部）の実施（再掲）	各自が運動の重要性や具体的な運動方法を知り、自分に合った運動を継続し、健康維持・増進、体力の向上が図れるよう支援することを目的に実施します。 対象者：おおむね65歳以下	保健センター ・生涯学習課

②障害者が安心して暮らせる環境の整備

事業名	具体的施策・事業内容	担当課
すくすく相談の実施	障害及び疾病の早期発見、適切な療育の指導に務め、児の健全育成、保護者の育児支援を図るために、乳幼児健診や相談において、経過観察が必要な児（発達や発育、ことばの遅れ等心配のある乳幼児）とその保護者を対象に総合的な相談を行います。	保健センター
小児リハビリ教室の実施	心身に障害を持つ児（肢体不自由児を主とした障害児）とその家族に対して、理学療法士の指導により、専門的な早期療育を図り、保護者同士の交流、個別相談を行います。持てる能力の維持向上、精神的安定を図り、障害児とその家族が安心して社会生活を送れるように支援します。	保健センター
障害児保育事業の実施	「特別児童扶養手当の支給対象障害児」で集団保育が可能な日々通所できる児童を受け入れている民間認可保育所に対し、経費の一部を補助します。	子育て支援課
児童デイサービス支援事業の実施	障害児が、デイサービスセンターに通所し、文化活動や機能訓練を行うときに、障害者自立支援法に基づく介護給付費を支給します。	福祉課
ホームヘルプ事業の実施	障害児・者が、身体介護、家事補助等のためのホームヘルプサービスを利用するときに、障害者自立支援法に基づく介護給付費を支給します。	福祉課



短期入所支援（ショートステイ）事業の実施	障害児・者が、介護者の疾病や冠婚葬祭等の理由により、施設において一時的な保護を受けるときに、障害者自立支援法に基づく介護給付費を支給します。	福祉課
特別児童扶養手当の支給	心身に障害のある 20 歳未満の児童の生活に役立てるために、その児童を家庭で養育している人に支給することにより福祉の増進を図ります。	福祉課
重度心身障害児童福祉手当の支給	障害児童の健全な育成を助長するとともに福祉の増進を図るために、在宅児童の保護者に対して重度心身障害児童福祉手当を支給します。	福祉課
心身障害者扶養共済制度の実施	心身障害者の保護者が毎月一定の掛け金を納付することで、保護者が死亡、または心身に著しい障害を有することとなった場合、心身障害者に年金を支給します。	福祉課

（２）援助が必要な家庭への支援

①ひとり親家庭への支援

事業名	具体的施策・事業内容	担当課
母子・寡婦自立支援事業の受付	高等技能訓練費等事業については、平成 24 年度から市が実施します。 就職に有利で生活の安定に役立つ資格を取得するために、養成機関で 2 年以上修学する場合に給付金を支給します。 (対象資格) ①看護師(准看護師を含む。) ②介護福祉士③保育士 ④理学療法士⑤作業療法士⑥その他必要と認める資格	子育て支援課
母子(父子)家庭児童学資金の支給	父又は母を欠く義務教育就学児の保護者に対し支給し、児童の精神的動揺をやわらげ、児童の健全育成を助長し福祉の増進を図ります。義務教育就学児 1 名 3,000 円/月	子育て支援課
児童扶養手当の支給	父又は母と生計を同じくしていない 18 歳の年度末までにある児童を養育する家庭の生活安定と自立の促進を図るため手当を支給します。	子育て支援課

②援助が必要な家庭への支援

事業名	具体的施策・事業内容	担当課
国民健康保険出産資金貸付事業の実施	国民健康保険法第 58 条の規定による出産育児一時金に関し、その支給前に必要とする出産に関する費用を支払うための資金貸付を行います。	保険年金課
医療福祉制度による医療費補助事業の実施	妊産婦、小児、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び重度心身障害者等の健康の保持増進、生活の安定と福祉の向上に寄与するため、その医療費の一部を助成します。	保険年金課

③多文化共生の推進

事業名	具体的施策・事業内容	担当課
多文化共生、外国人への理解と支援	在住外国人との相互理解を深め、また、生活に必要な各課の業務について、外国語に翻訳したパンフレット等を作成します。	全庁